

令和7年度 労働安全衛生大会

安全で健康に働くことができる環境整備について
～徳島ビルメンテナンス協会～

資 料

令和7年6月

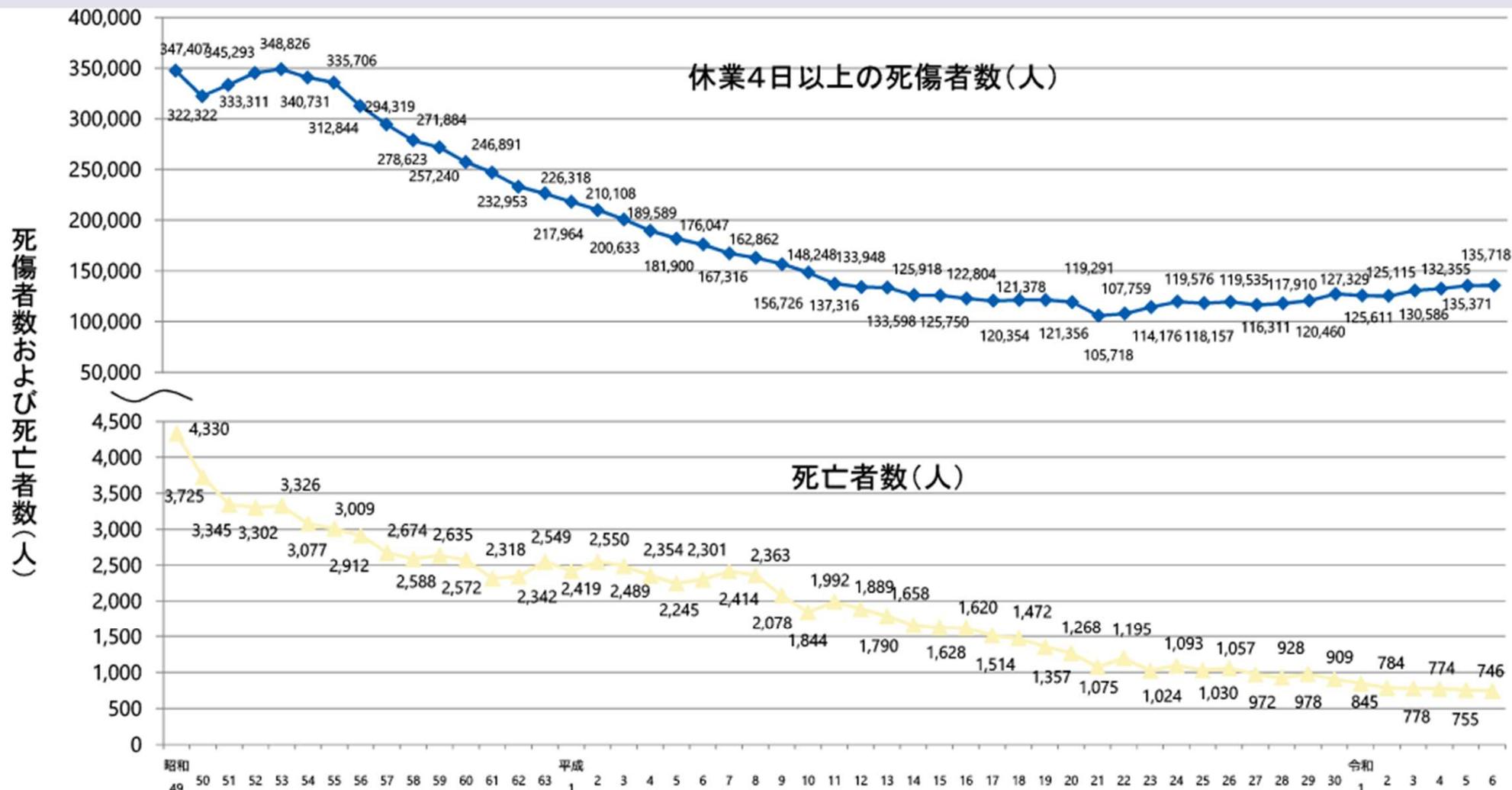
徳島労働局 労働基準部 健康安全課



**労働者が
安全で健康に働くことが
できる環境整備について**

全国 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

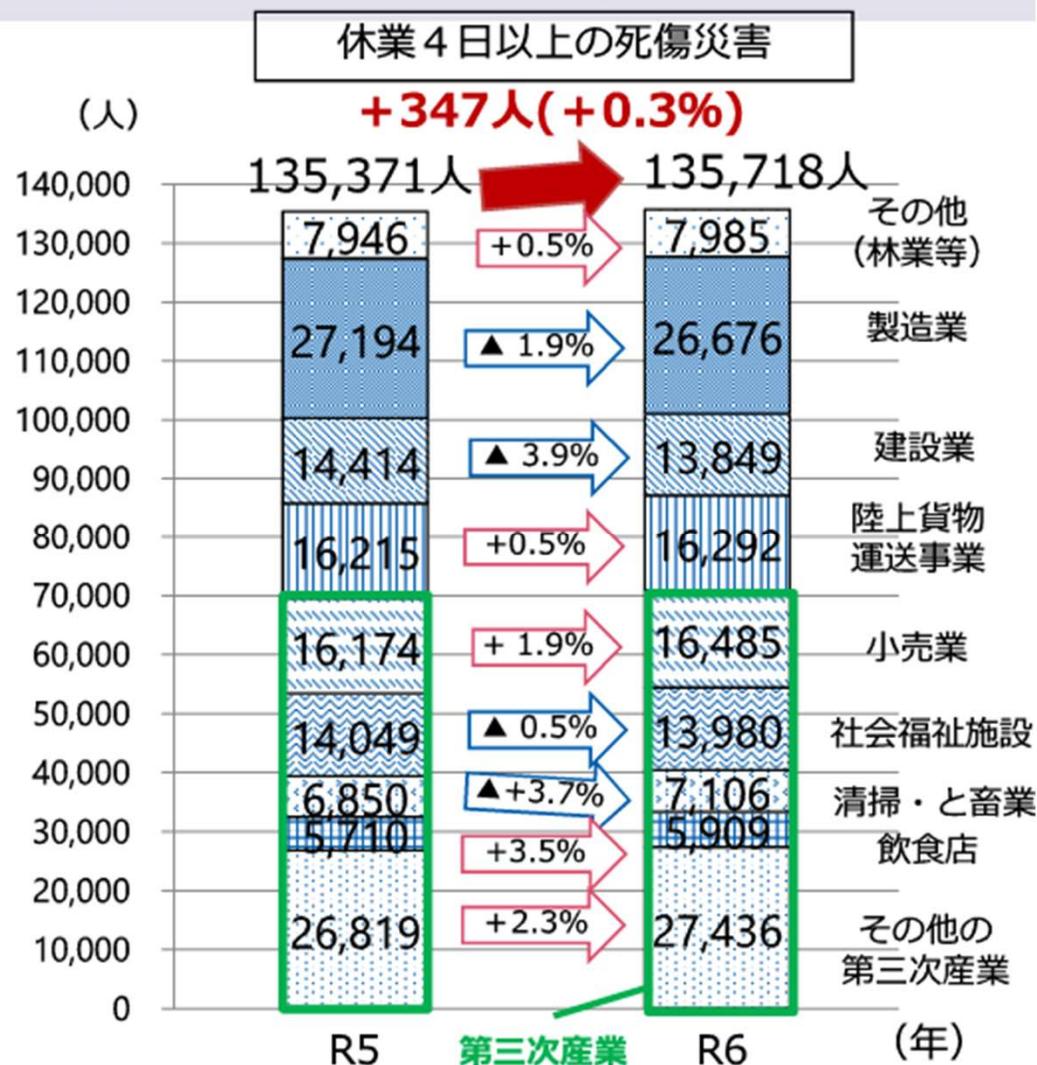
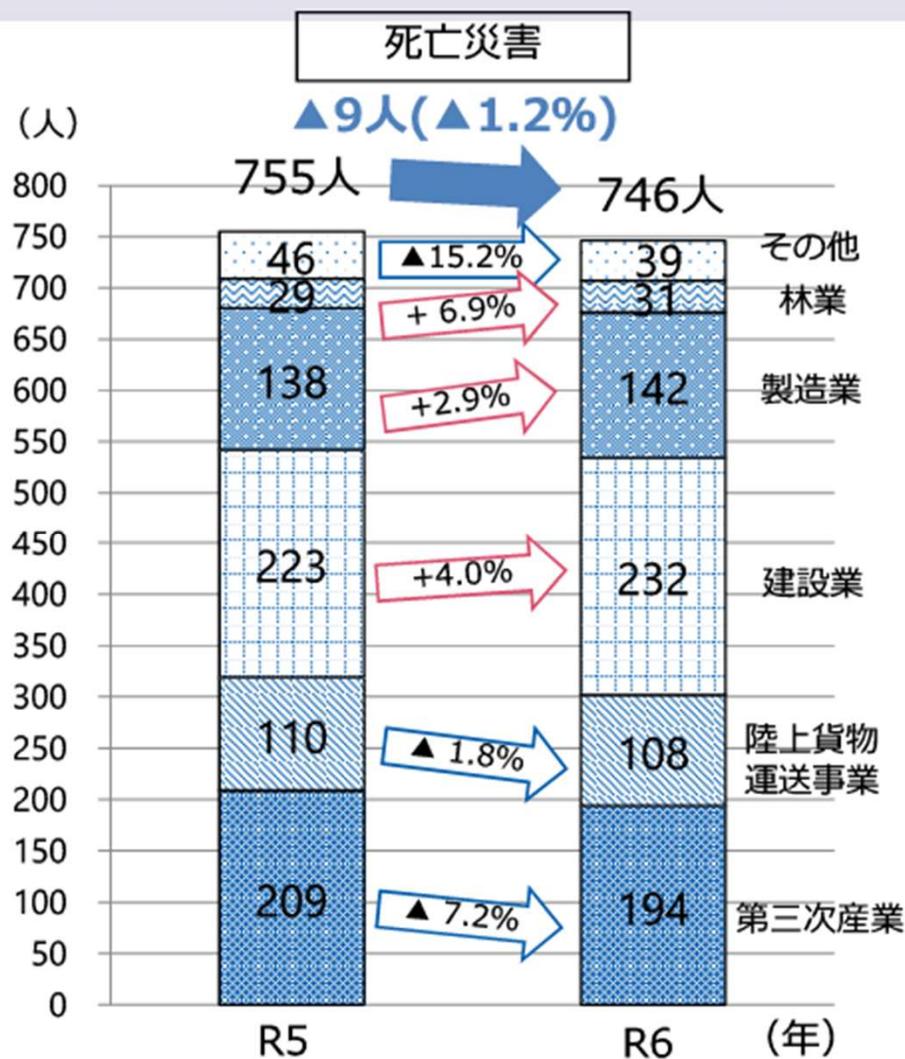
- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

業種別労働災害発生状況（死亡者数、休業4日以上之死傷者数）R5/R6比較

●業種別の死亡者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少した。



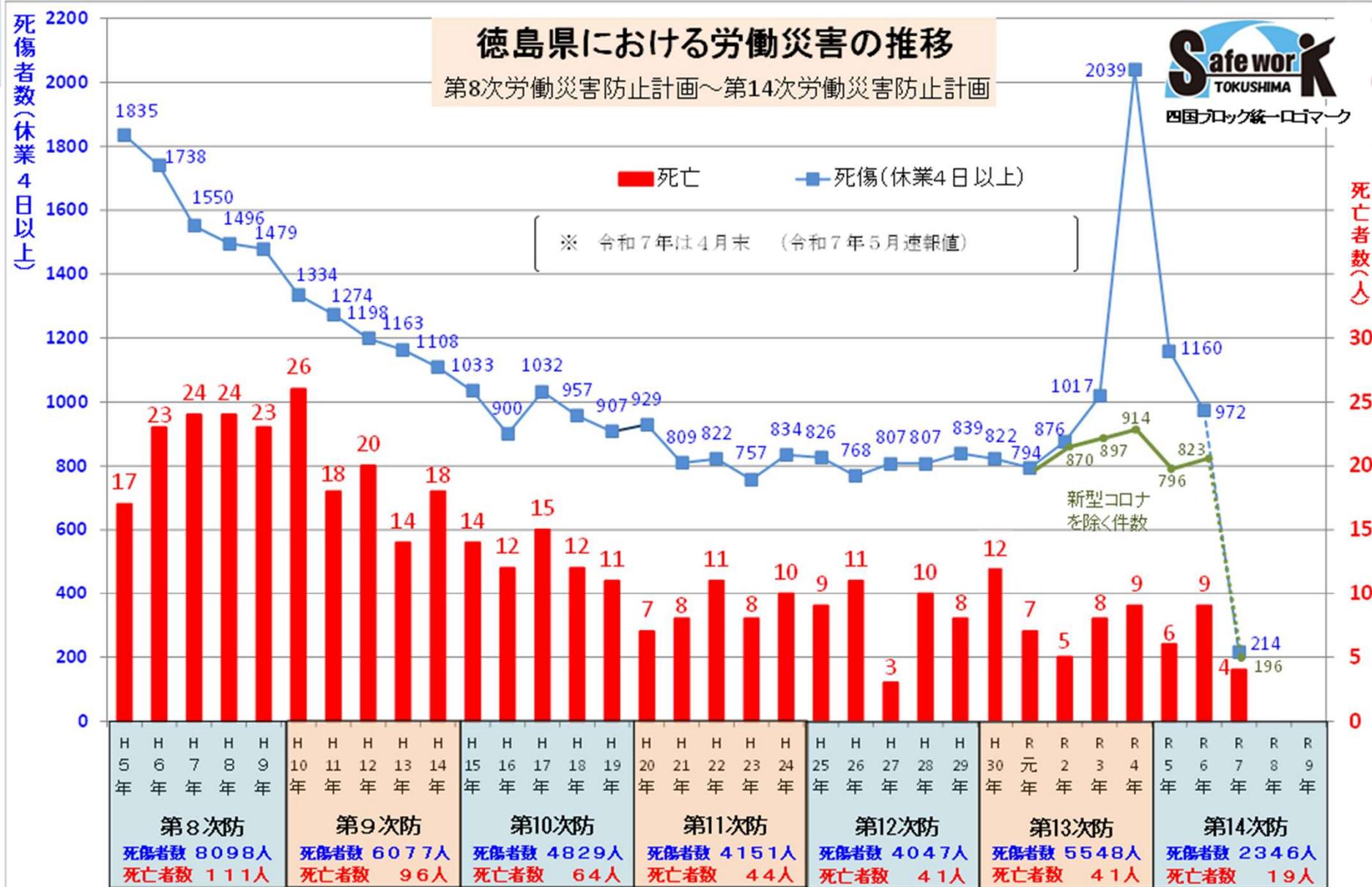
※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

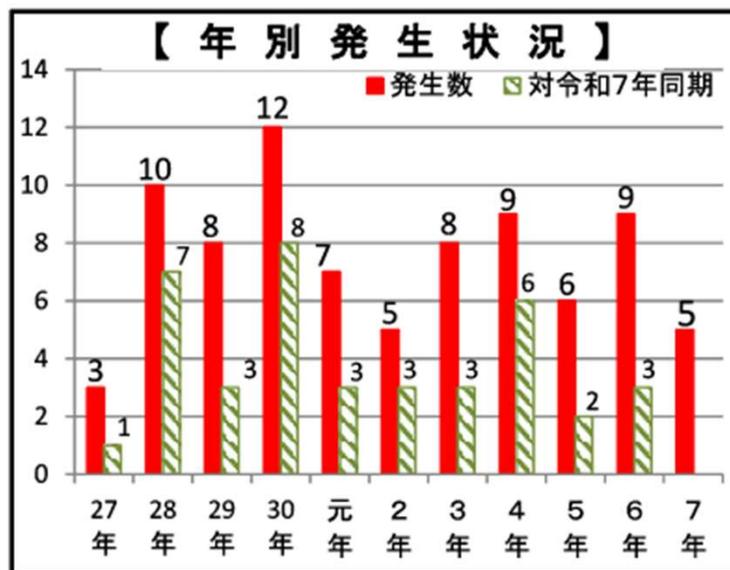
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



徳島 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移



①業種別 (死亡者数)

業種	年										計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		令和7年
製造業		3	1	2	2			1		1		10
建設業		2	4	4	3	3	3	4	2	2	1	28
道路貨物運送	2	1		1	1	1	1	3				10
林業			1						1	1	1	4
三次産業	小売業	1	1		1		1			2		6
	小売以外		1	1	2			3		1	3	12
上記以外		2	1	2	1		1	1		2	2	12
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	5	82

②年齢別 (死亡者数)

年齢	年										計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		令和7年
～19				1								1
20～29		1	1		1		1					4
30～39		1	2	2	1			1	1			8
40～49			1			1		3		3	2	10
50～59	1	3		3	3	3	3	1		4		21
60～65		1	2	2	2	1	1	2	2	2	1	16
65歳以上	2	4	2	4			3	2	3		2	22
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	5	82

③規模別 (死亡者数)

規模	年										計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		令和7年
1～9人	1	8	6	7	3	1	3	2	2	2	3	38
10～29	1	1	2	2	1	3	3	2	4	3	1	23
30～49	1	1		2	1	1	1	3		2	1	13
50～99							1	1		2		4
100～299				1	1			1				3
300～499					1							1
500人以上												
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	5	82

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） R7年5月末【令和7年6月速報値】
 新型コロナ除く発生件数

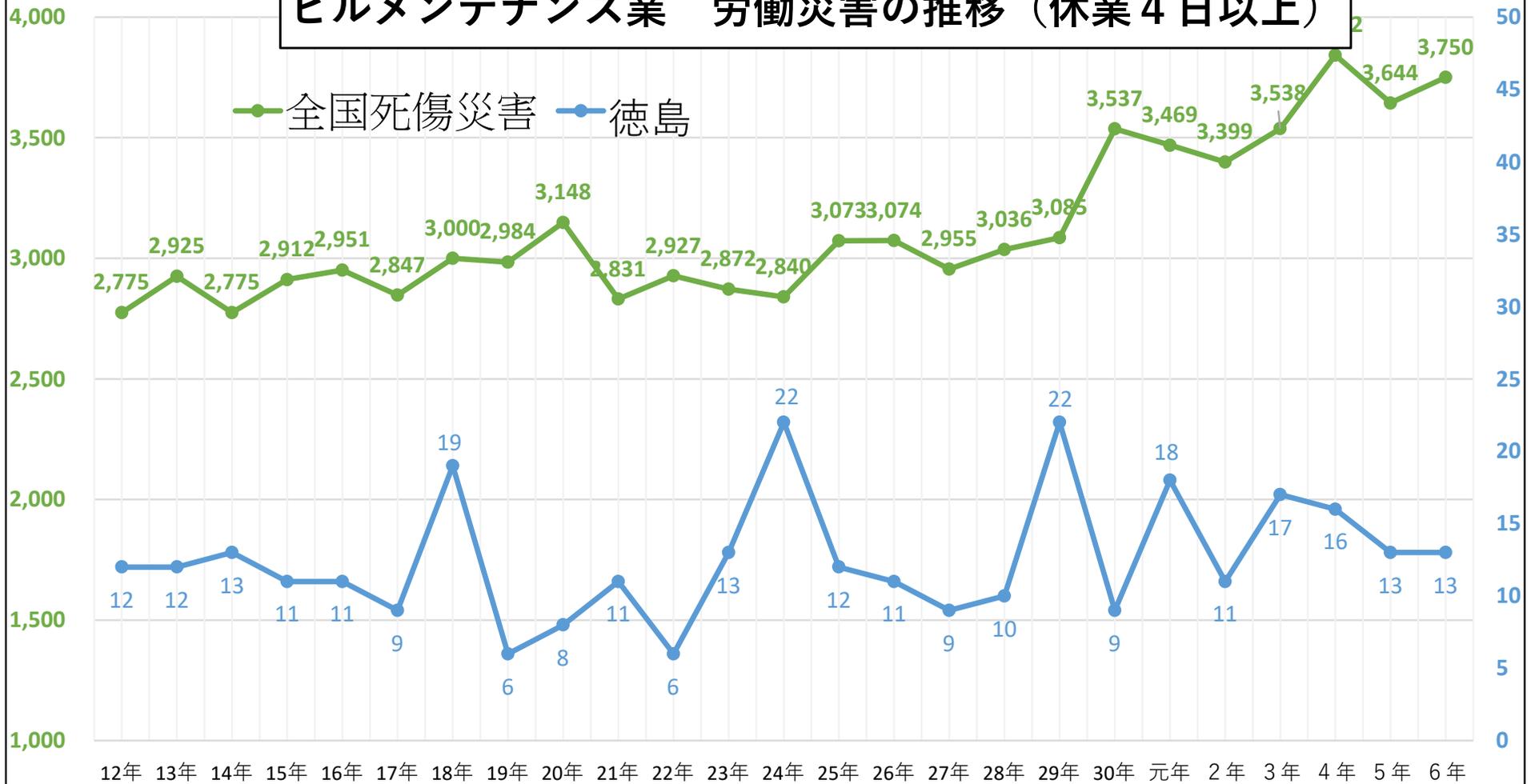
		第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較		
		発生状況					発生状況					前年同期	令和7年	対前年同期比
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年			
製 造 業	食料品製造業	54	53	61	66	66	43	46				17	8	-52.9%
	木材木製品製造業	16	24	13	16	19	25	26				10	2	-80.0%
	家具装備品製造業	19	7	14	9	9	13	11				6	2	-66.7%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9	9				4	2	-50.0%
	化学工業	18	25	12	25	21	26	21				7	11	57.1%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12	5				2	4	100.0%
	金属製品製造業	22	19	14	15	23	12	21				6	2	-66.7%
	一般機械器具製造業	10	9	7	7	8	8	12				4	2	-50.0%
	輸送用機械製造業	12	10	6	8	7	8	5				1	0	-100.0%
	上記以外の製造業	25	15	26	31	25	24	25				6	7	16.7%
	計	191	185	170	197	199	180	181				63	40	-36.5%
建 設 業	土木工事業	36	50	63	49	43	38	41				16	19	18.8%
	建築工事業	60	81	64	54	71	55	41				9	17	88.9%
	その他の建設業	29	16	30	29	21	32	28				8	11	37.5%
		計	125	147	157	132	135	125	110				33	47

運輸交通業	道路貨物運送業	88	75	76	95	85	74	58				22	21	-4.5%
	その他の運輸交通業	10	8	7	6	9	7	3				0	1	%
	計	98	83	83	101	94	81	61				22	22	0.0%
林業		31	8	18	19	29	22	22				6	11	83.3%
第三次産業	小売業	78	78	96	88	108	77	85				28	26	-7.1%
	医療保健業	43	33	47	57	50	36	43				14	18	28.6%
	社会福祉施設	64	63	88	70	75	72	72				13	31	138.5%
	飲食店	22	22	25	32	34	33	24				10	8	-20.0%
	清掃・と畜業	39	46	42	41	41	30	45				12	9	-25.0%
	通信業	17	23	19	21	16	14	23				6	12	100.0%
	上記以外の第三次産業	82	78	98	108	105	95	114				27	36	33.3%
計	345	343	415	417	429	357	406				110	140	27.3%	
上記以外の事業	32	28	27	31	28	31	43				16	11	-31.3%	
合計	822	794	870	897	914	796	823				250	271	8.4%	
新型コロナウイルス感染症の件数		(6) (120) (1125) (364) (149)									(53) (19)			



業種分類	事業場割合
15号 清掃・と畜	100%
01 ビルメンテナンス	33.9%
02 産業廃棄物	28.4%
03 その他の廃棄物	12.4%
04 火葬業	2.1%
05 と畜業	0.6%
09 その他の清掃・と畜	16.6%

ビルメンテナンス業 労働災害の推移（休業4日以上）



令和2～6年 ビルメンテナンス業（全国死亡者数）

（単位：人）

事故の型 \ 令和年	2年	3年	4年	5年	6年	計
墜落・転落	2	9	6	8	8	33
転倒	2		1		2	5
はさまれ・巻き込まれ		1	2	2		5
おぼれ		1	1			2
高温・低温の物との接触	1		2			3
有害物等との接触						0
交通事故	3				3	6
その他	1	5	1	1		8
分類不能		1	1			2
計	9	17	14	11	13	64

※定型統計（業種別事故型別労働災害発生状況）による

全国 ビルメンテナンス業 死亡災害事例 (令和6年)

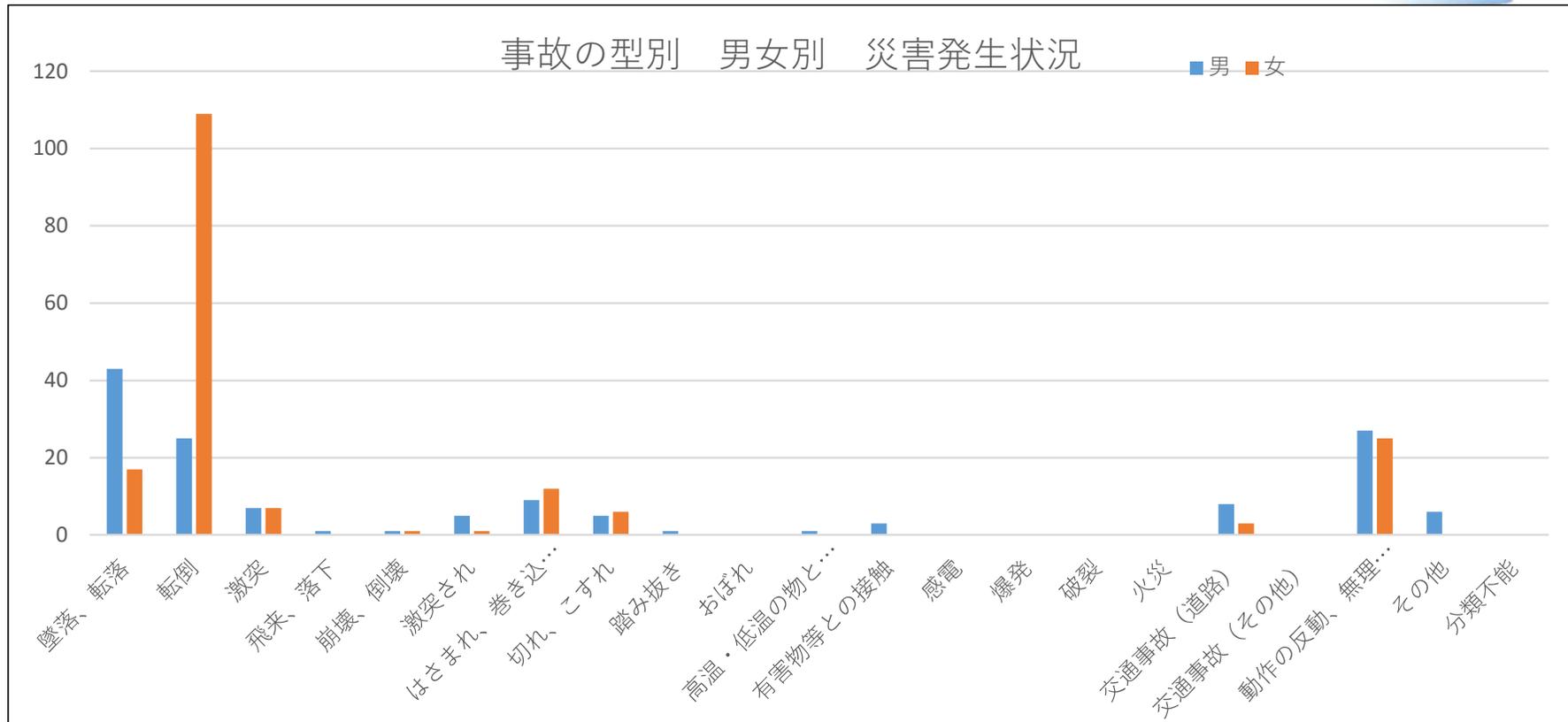
事故の型	起因物	被災時の作業内容	年齢性別	災害の概要
墜落・転落	脚立	電球交換	74歳男	電球交換中に脚立の1.4mの高さから転落した。2時間程同様の作業をした後、倒れた。病院に搬送されるが、4日後に死亡。
墜落・転落	昇降設備	鉄道車両の清掃	61歳男	鉄道車両の清掃後、手すり、足掛けを使って降車する際に、バランスを崩し墜落した。脳挫傷等のため入院加療したが、約半年後に肺炎により死亡。
交通事故	乗用車	移動中	72歳男	建物清掃を行う作業員2名が車で夜中に移動中、赤信号で交差点に進入、右折したところへ直進車と衝突した。
墜落・転落	ロープ	窓清掃	45歳男	4階建ての窓清掃をロープ高所作業により行っていたところ、メインロープ及びライフラインが外れ、約13m墜落した。
転倒	自転車	巡回	79歳男	自転車で公園を巡回中、転倒し頭部を打撲。療養していたが20日後に死亡。
墜落・転落	階段	清掃	73歳男	階段をハンディタイプの掃除機で清掃中、8段目付近から1階床まで転落。

徳島県内のビルメンテナンス業 事故の型別発生状況 (平成12年～令和6年)

ビルメンテナンス業の労働災害を事故の型別にみると、次の3つの災害が多くなっています。

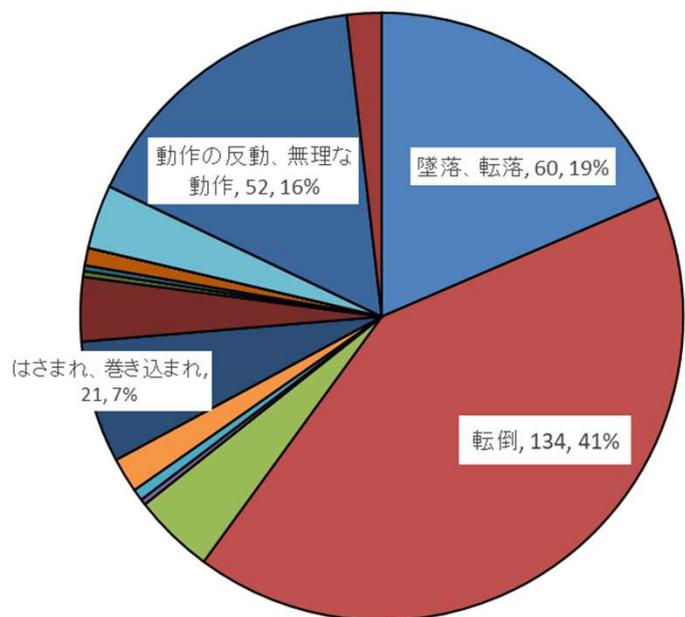
- 1 転倒災害
- 2 墜落・転落災害
- 3 動作の反動・無理な動作

転倒災害は女性の割合が多い。

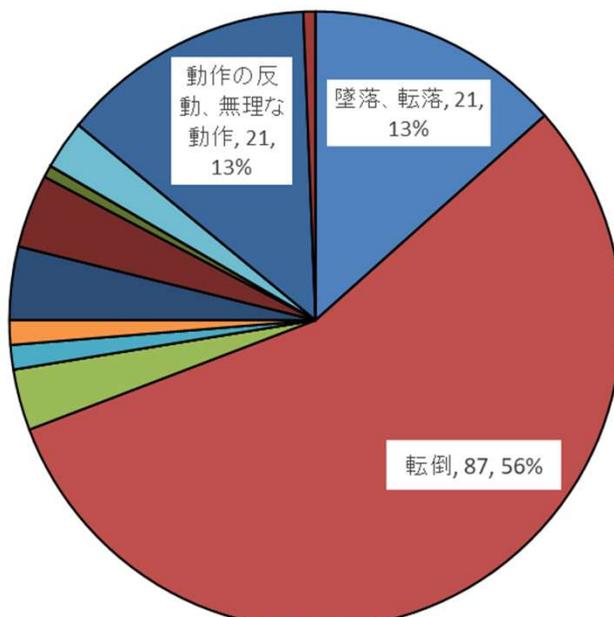


徳島県内のビルメンテナンス業 年代別 事故の型別発生状況（平成12年～令和6年）

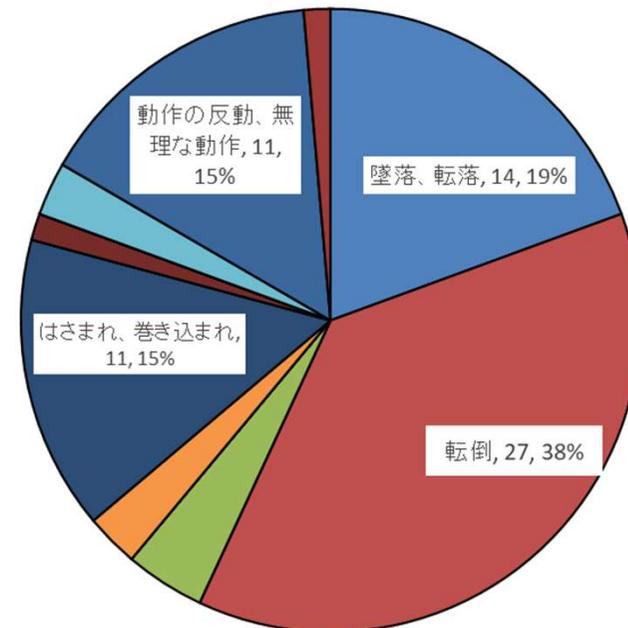
合計



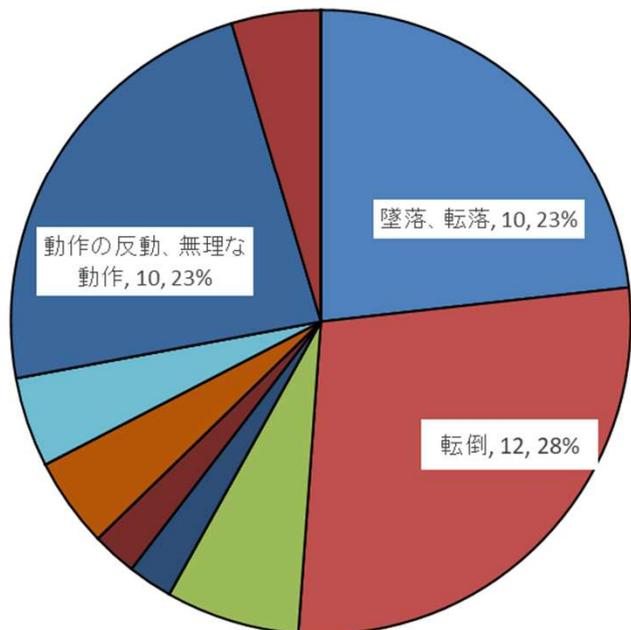
60歳以上



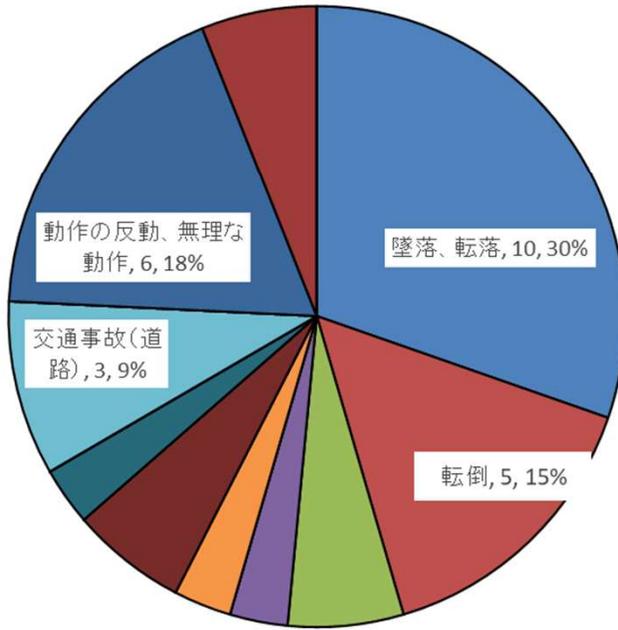
50歳台



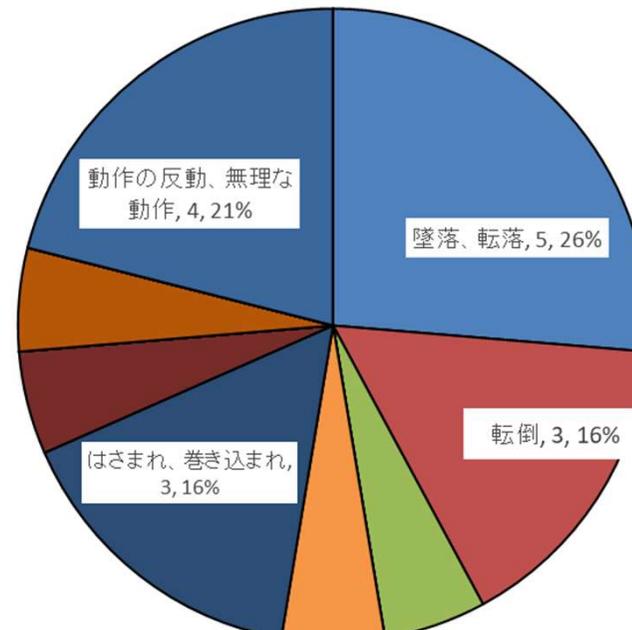
40歳台



30歳台



20歳台以下



厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！



STOP！転倒災害

！ 3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです！！

- ▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



**① 作業場所の
整理整頓**



**② 作業場所の
清掃**



**③ 毎日の
運動**



50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



職場3分
エクササイズ



中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー

-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➤ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底



-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➤ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➤ 適切な通路の設定
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

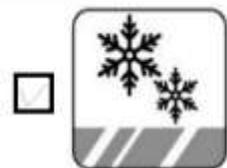


-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➤ 設備、什器等の角の「見える化」



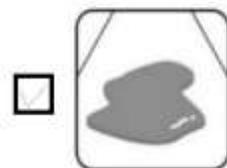
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

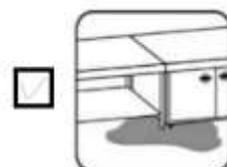
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

➢ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

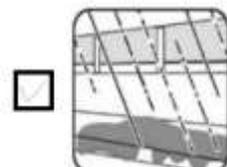


水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)

➢ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)

➢ **防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→ 「転びの予防 体力チェック」 「ロコチェック」 をご覧ください

- 特に**女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大**します

→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

- 現役の方でも、**たった一度の転倒で寝たきりになる**ことも

→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

職場での **転倒** にご注意ください！

転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

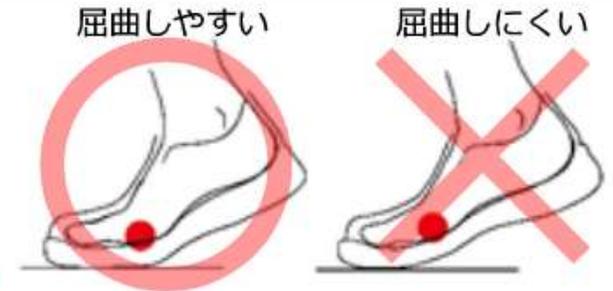
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

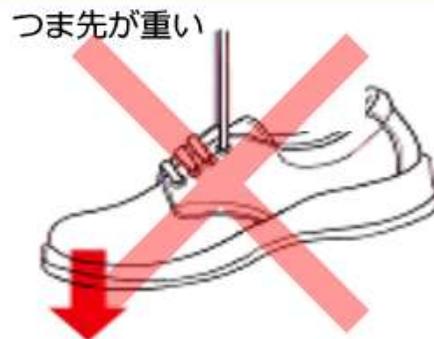
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

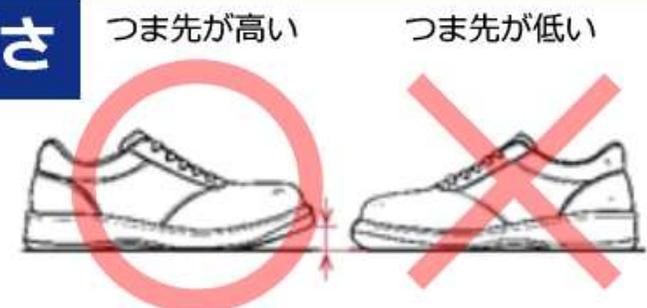
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



■作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください



■作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

(例)

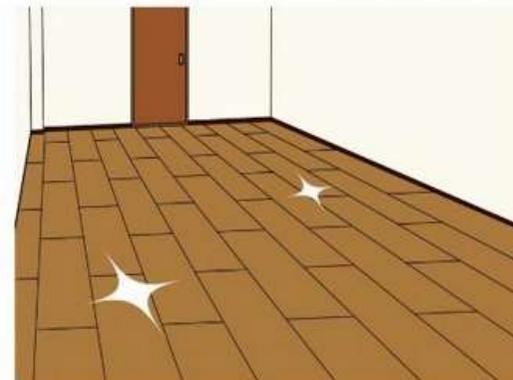
- ・物につまづいた
→運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



■床の材質

塗り床／タイル／カーペット 等

床の材質で適合する靴底が変わります

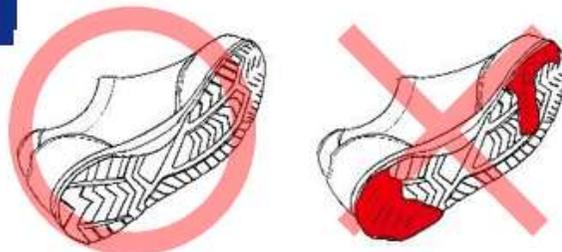


靴底の減り具合

靴底の凹凸あり

靴底の凹凸が減少

靴底がすり減って
いませんか？



靴底の減りが大きい
靴は、滑りやすくなります

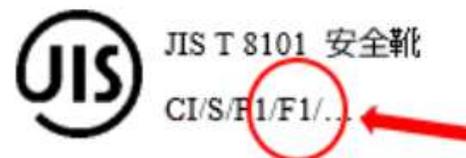
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク
表示の近くに「F1」
または「F2」の表示
があるか確認してくださ



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、
耐滑性のピクト表示が
あるかを確認してください。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火
の防止と低電圧で
の靴底からの感電
防止性能



静電

■かかと部の衝撃 エネルギー吸収性

かかとのクッション
性に関係し、かかと部の
疲労防止性能



衝撃吸収

■耐踏抜き性

釘などの鋭利なもの
から足裏を防護する
性能



耐踏抜き性

STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い
「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」
を推進しています。

STOP！転倒

検索



高年齢労働者の労働安全衛生対策

高齢者は筋力、バランス能力などの身体能力が低下し、転倒などのリスクが高くなります。

また、高年齢の女性は骨折することにより、休業が長期化しやすいことが分かっております。骨折により生活に支障をきたすことになると、被災者自身の移動、排せつなどが不便となり、場合によっては、介助が必要となる災害もあります。

このため、高齢者の転倒対策は大変重要であり、安全で健康に働く職場環境整備が求められています。

こうしたことから、STOP！転倒災害プロジェクトを推進し、更に、エイジフレンドリーガイドラインの周知に取り組むことにより、転倒災害を少なくすることが重要です。

参考：エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

ポイント



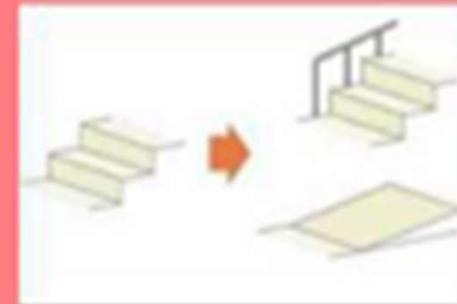
1.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います（ハード面の対策）



- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います（ソフト面の対策）

3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5.安全衛生教育

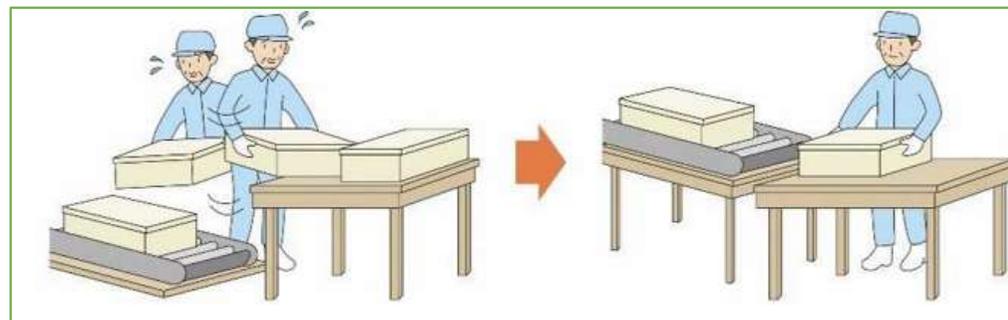
- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



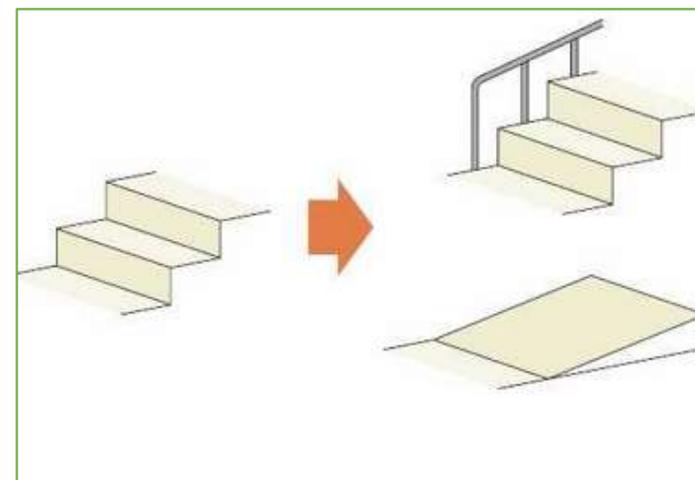
高年齢労働者の労働安全衛生対策



ハード面の対策



例えば
戸口に
段差が
ある時



高年齢労働者の労働安全衛生対策

敏捷性や持久性、筋力の低下、集中力の低下などを考慮

作業内容の見直し

- ・複数人で、小分けして

勤務時間の見直し

- ・短時間、週4日勤務

ゆとりのある作業

- ・作業スピード、作業姿勢

労働者が働き易い職場に

ソフト面の対策

転倒予防策

体力状況

- ・体力チェック
自身の転倒リスクを確認
- ・自身の体力に合った作業内容

体操の取入れ

- ・転倒、腰痛予防体操
- ・体力の維持

教育

高年齢労働者の労働安全衛生対策

1 労働者に対する教育

- 作業内容とリスクについて理解させる。
写真や図、映像等の文字以外の情報も活用する。
理解するには、繰り返して行うことが有効。
- 他業種からの再就職、経験のない仕事のリスクは高い。
再就職でも危険作業に対応する教育は必須。
知識による災害防止

2 管理監督者等に対する教育

- 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に
高年齢労働者に特有の特徴と対策の教育

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策 に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高年齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン → 詳細は 4 ページ	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	

Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円 (消費税を除く) → 詳細は 4 ページ	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
Ⅳ コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4～5 ページ		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	
【注意事項】 ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ・複数コース併せての申請はできません。 ・コースごとに予算額を定めています。 ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。			

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

I 総合対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



- 高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
- リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

- 高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

補助対象となる取組

- (ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける
- (イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- (ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- (ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- (ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入

（1事業者につき1点まで）



Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

補助対象となる取組



- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、
痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

“いつもと違う”と思ったら、

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

見つける

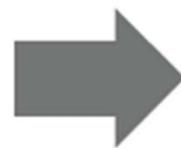
「意識の有無」だけで
判断するのではなく、

- ① 返事がおかしい
- ② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も異常等
ありとして取り扱うことが適当。

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、
#7119等を活用するなど専門機関や
医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐ
こと。

判断する



対処する



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

★『皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル』を公表（厚生労働省） （第1版 令和6年2月）

- ◆労働安全衛生衛則の一部改正により、令和6年4月1日から
 - ①皮膚等障害化学物質等を製造又は取り扱う場合は**不浸透性の保護具の使用が義務**
 - ②保護具の適切な選択、使用、保守管理を行う「**保護具着用管理責任者**」の選任義務
- ▶主に「**保護具着用管理責任者**」の皮膚障害等防止用保護具の適切な選択・使用・保守管理の推進するために作成（化学防護手袋の選定方法等を取りまとめ）。

★冊子(全116P) 2024年2月 (PDF 8.4 MB)



(添付)資料1：保護具使用義務物質リスト
(皮膚等障害化学物質：1150種)
資料2：耐透過性能一覧表



●リーフレット (8P) (PDF0.7MB)

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「**不浸透性***の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指し、B1、B1S、T、B110で定義する「透過」及び「浸透」しないことのないいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質** (①)、**皮膚吸収性有害物質** (②) が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
従来通り保護具 着用の義務あり。	皮膚等障害化学物質 1,064物質 今後新たに保護具着用が義務化。		↑皮膚等障害化学物質 リストはこちら

①皮膚刺激性有害物質
皮膚または粘膜に刺激を与えるおそれがあることが
知られた化学物質
→**熱刺激** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)

②皮膚吸収性有害物質
皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、**健康影響**のおそれがあることが知られた化学物質
→**全身影響** (骨髄障害、各種臓器疾患、発がんなど)

Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】
化学物質管理責任者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき措置として、労働者に保護具を使用させる場合は、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】
①保護具の**適正な選定**に関すること。
②労働者の**適切な保護具の使用**に関すること。
③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとうなりますか？ →詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事例の状況】
・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事例も発生。

【労働災害事例】
スコップで水酸化ナトリウムと原油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
なお、作業着の服袋は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のゴム手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業着もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**。作業着および現場管理責任者が、積内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

手の防護については、**一般のゴム手袋ではなく、適切な化学防護手袋を使用することが重要です。**

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

2024(令和6)年4月1日～

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に 「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質(①)**、**皮膚吸収性有害物質(②)**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。



↑皮膚等障害化学物質
リストはこちら

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→局所影響（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→全身影響
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？

→詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ①保護具の適正な選択に関すること。
- ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ③保護具の保守管理に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？

→詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に化学防護手袋でない一般のビニル手袋、ゴム長靴、さらに化学防護服ではないナイロン製ヤッケを着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、適切な保護具を使用していなかったこと、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

手順1（作業等の確認）

→詳細は第2章第2節第1項を確認

● 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- ・取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、**「15. 適用法令」**の表示に**「皮膚等障害化学物質等」**の記載の**有無**を確認する。
- ・SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが**区分1**である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- ・SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、**「3. 組成、成分情報」**の**成分名**を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト

製品安全データシート (SDS)
XXXXXX

1. 化学物質等及び会社情報
化学物質等の名称 : XXXXXX
製品コード : ○○○
会社名 : ○○○○株式会社

2. 危険有害性の要約
GHS分類 :
健康に対する有害性

3. 組成、成分情報
物質 :
化学名又は一般名 : ○○
CAS番号 : ○○-○○-○○
濃度又は濃度範囲 : ○○%

15. 適用法令
労働安全衛生法 : 皮膚等障害化学物質

GHS分類

物質と含有率

皮膚等障害化学物質への該当性

手順2(化学防護手袋のスクリーニング①) →詳細は第2章第2節第2項を確認

【耐透過性能一覧表(抜粋)】: マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			厚さ(mm)	0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		○	○	○	○	○	○		○	○
502	10025-67-9	一塩化硫黄		X	△	○	○	X	X		X	○
480	10025-78-2	トリクロロシラン		X	X	△	△	X	X		○	○
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		X	X	X	X	X	○		○	-

2

手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
		<p>手を浸漬するなど手や腕全体が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で手のひら全体が化学物質に触れる作業等、化学物質に触れる面積が大きい作業又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。</p>	<p>作業分類1以外で、指先に化学物質が触れる作業や飛沫により液滴が手に触れる作業等、手の一部が化学物質に触れる作業又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。</p>	<p>化学物質を取り扱うが、化学物質に触れることは通常想定されない作業又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、飛沫等がかかるおそれがある作業。 本分類では化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する。</p>
作業時間	240分超			
	60分超 240分以下			
	60分以下			

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散抑制防止対策徹底マニュアル」
93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能



調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散塵埃防止対策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散塵埃防止対策徹底マニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規程の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・関係者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト 🔍 検索

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には

資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります！

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です！

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突^{※5}
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

工作物石綿事前
調査者資格が

必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている場合、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

のいずれかの資格が必要

いいえ

工作物石綿事前
調査者資格は

不要

ご静聴ありがとうございました。